

新潟市区自治協議会運営指針

新潟市

新潟市区自治協議会運営指針について

本指針は、新潟市区自治協議会条例及び新潟市区自治協議会条例施行規則の規定に基づき、区自治協議会の運営に当たって事務手続などの必要な事項を指針として定めたものである。

平成19年 3月26日制定
平成20年 4月 1日改正
平成20年11月20日改正
平成21年 4月 1日改正
平成23年 4月 1日改正
平成24年 7月 9日改正
平成24年12月13日改正
平成25年 4月 1日改正
平成27年 4月 1日改正
平成28年 4月 1日改正
平成29年 4月 1日改正
平成31年 4月 1日改正
令和元年 6月 1日改正
令和2年 3月23日改正
令和3年 5月24日改正
令和4年 4月 1日改正
令和5年 5月 8日改正

目 次

第1章 区自治協議会

1 区自治協議会の設置	1
2 区自治協議会の概要	1
(1) 協働の要としての役割	1
(2) 審議機関としての役割	2
(3) 附属機関としての性格	2
3 他の機関等との関係	3
(1) 市議会との関係	3
(2) 地域コミュニティ協議会との関係	3
4 他条例との整合性	3

第2章 区自治協議会の委員

1 委員の構成等	5
(1) 委員の上限数	5
(2) 委員の委嘱	6
(3) 委員の構成	7
(4) 条例各号における委員資格等	11
2 委員の選出手続	15
(1) 選出手続	15
(2) 区自治協議会委員推薦会議	15
(3) 選出手続等の流れ	18
3 委員の任期及び再任	19
(1) 委員の任期	19
(2) 委員の再任	20
4 委員の辞職等	21
(1) 委員の辞職	21
(2) 委員の失職	21
(3) 委員の解任	22
5 報酬等	23
(1) 報酬	23

第3章 区自治協議会の会議運営

1 会長及び副会長 ······	24
(1) 会長及び副会長の選任等 ······	24
(2) 会長及び副会長の解任規定 ······	25
2 会議運営 ······	26
(1) 会議の招集 ······	26
(2) 委員以外の者の会議への出席 ······	26
(3) 会議の公開 ······	27
(4) W E B 会議 ······	27
3 部会等の運営 ······	28
(1) 部会及び検討会 ······	28
(2) 部会等の報償費等 ······	28
(3) 部会等の会議の公開 ······	29
(4) W E B 会議 ······	29
4 連絡調整 ······	30
(1) 会長会議 ······	30
(2) 連絡調整会議 ······	31

第4章 区自治協議会の役割等

1 市民との協働 ······	32
(1) 区自治協議会の役割 ······	32
(2) 市からの報告・説明 ······	32
2 質問及び建議等 ······	33
(1) 質問及び建議等の整理 ······	33
(2) 質問及び建議等に関する手続 ······	34
(3) 質問事項等の例示 ······	37
(4) 答申等及び建議に対する対応 ······	39

(区自治協議会関係例規編)

1 新潟市区自治協議会条例	41
2 新潟市区自治協議会条例施行規則	45
3 市長が定める要綱	47
(1) 新潟市区自治協議会会長会議要綱	47
(2) 新潟市区自治協議会連絡調整会議要綱	48
4 区自治協議会が定める要綱等	49
(1) 区自治協議会委員推薦会議運営要綱（案）	49
(2) 区自治協議会の傍聴に関する要領（案）	51
(3) 区自治協議会の委員の公募に関する要領（案）	52
(4) 区自治協議会部会設置要綱（案）	53
5 その他	54
(1) 新潟市附属機関等に関する指針	54

第1章 区自治協議会

1 区自治協議会の設置

【条例：第1条】

第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の地域の課題（以下「地域課題」という。）に取り組み、住民自治の推進を図るため、区ごとに区自治協議会を置く。

2 区ごとに置く区自治協議会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

地域と共に育つ「分権型協働都市」の実現に向けて、市民と市とが協働して地域のまちづくりや諸課題に取り組み、更なる住民自治の推進を図るため、区ごとに区自治協議会を置く。

区ごとの区自治協議会の名称は下記のとおりとし、事務局は各区の地域課又は地域総務課が担当する。区自治協議会に係る総合調整は、市民生活部市民協働課が担当する。

【各区自治協議会の名称】

区	名 称
北 区	北区自治協議会
東 区	東区自治協議会
中央区	中央区自治協議会
江南区	江南区自治協議会

区	名 称
秋葉区	秋葉区自治協議会
南 区	南区自治協議会
西 区	西区自治協議会
西蒲区	西蒲区自治協議会

2 区自治協議会の概要

分権型協働都市を築き上げていくためには、地域のことは地域で考え、自らが解決し責任を持つという住民自治の観点からも、市主体による取組みだけではなく、多様で自主的な活動を展開しているコミュニティ組織やN P Oなどの諸団体等と協働し、市民が主体的に地域課題に取り組むことができる仕組みづくりが求められており、区自治協議会はその一つの仕組みとして重要な役割を担うものである。

(1) 協働の要としての役割

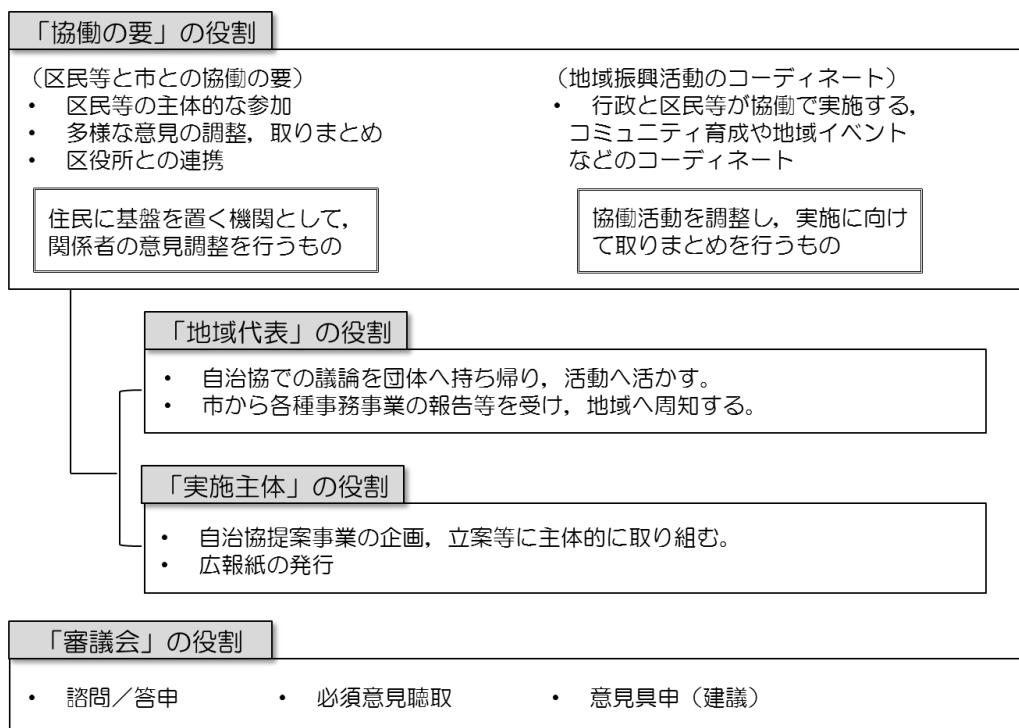
区自治協議会は、区民に身近なまちづくりや地域課題の解決のため、区民や区内で活動する団体等（以下「区民等」という。）の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整及び取りまとめを行うとともに、区民等と市が協働して実施するコミュニティ育成や地域イベントなどの地域振興活動のコーディネート機能も担うなど、区役所と連携し、区民等と市との協働の要としての役割を担うものである。

また、上記から派生した新たな役割として、審議した内容を地域と共有して活動へ生かす「地域代表」としての役割や、区自治協議会提案事業や広報紙の企画・立案等といった「実施主体」としての役割などにも努めるものである。

(2) 審議機関としての役割

区自治協議会は、区の地域課題のうち、市長やその他の市の機関によって諮問されたものや、自らが必要と認めるものについて、審議し意見を述べることができることとしており、地域コミュニティ協議会をはじめとする区民等の意見を調整し、その内容や取扱いについて審議するものである。

【区自治協議会の役割】



(3) 附属機関としての性格

区自治協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関であるが、その役割や報酬額などの点において他附属機関とは異なる規定を設けている。

これは、区自治協議会の活動が市民として担う自発的な協働活動の一環として捉えられるべきものであり、専門性が重視されるような他附属機関とはその性格が相當に異なるためである。

3 他の機関等との関係

(1) 市議会との関係

市議会は、全市的な視点を持って、市の将来を見据えた方向性を導き出す機関であり、各種条例の制定・改廃や予算・決算などの事項についての議決権をはじめとした、多くの権限・機能を有し、政策的・経営的な立場から市の大きな方向付けを行う議決機関である。

区自治協議会は、市議会が認めた権限・予算の範囲において、区民に身近な地域社会の課題を解決するため、区民等の意見の調整・集約を行うことにより、区民等の意向を行政運営に反映させながら、市との協働によるまちづくりを行う要素として位置付けられる市長の附属機関である。

(2) 地域コミュニティ協議会との関係

地域コミュニティ協議会は、小学校区又は中学校区単位で自治会・町内会やPTAなどの公共的団体等で構成された、福祉、防災、教育など地域の諸課題に取り組むための活動主体となる任意の組織であり、区自治協議会委員の主要な選出母体となっている。

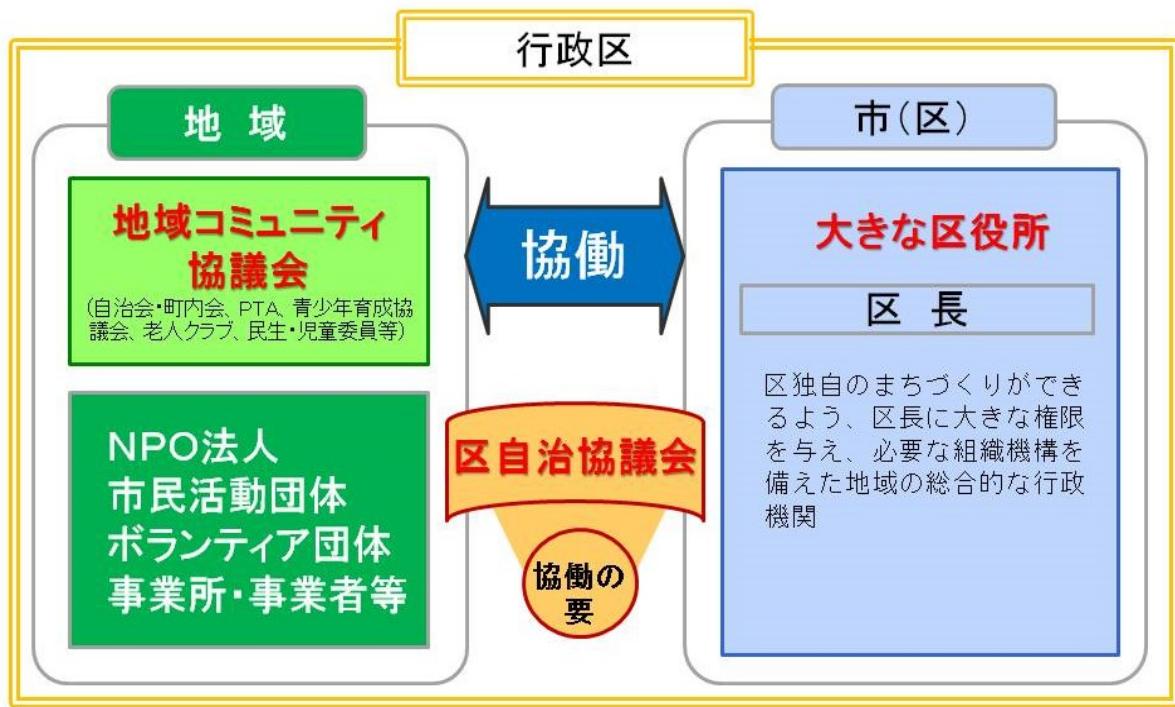
区自治協議会は、原則区内のすべての地域コミュニティ協議会から委員を選出することにより、多様な意見を集約し、区民等の意向を行政運営に反映していくことができるものである。

4 他条例との整合性

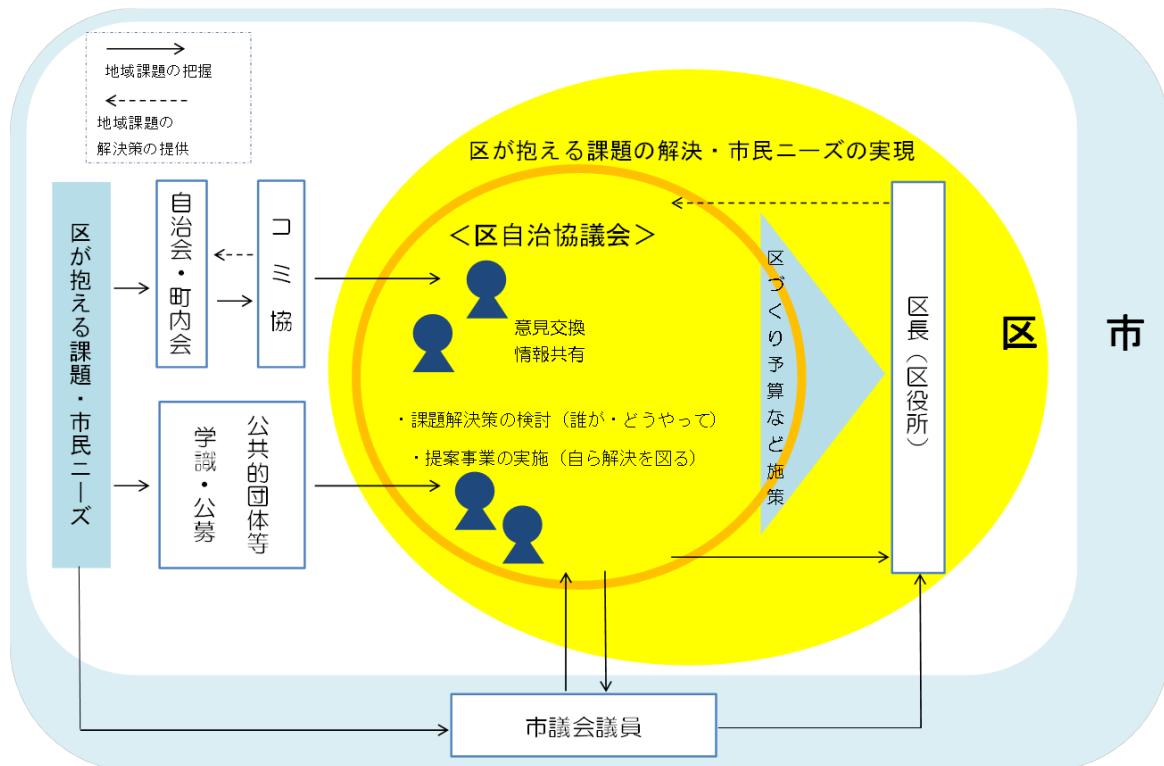
自治基本条例における位置付け

自治基本条例は、本市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的としている。区自治協議会は、同条例において地域の多様な意見を調整し、その取りまとめを行い協働の要となるよう努めるものと規定している。

【区自治協議会と地域自治組織のイメージ図】



【区自治協議会を中心とした地域課題解決の仕組み（イメージ図）】



第2章 区自治協議会の委員

1 委員の構成等

(1) 委員の上限数

【条例：第2条第1項】

第2条 区自治協議会は、委員30人（人口（地方自治法（昭和22年法律第67号）第254条に規定する人口をいう。）が10万人を超える区にあっては、その超える数1万人ごとに1人を30人に加えた人数）以内で組織する。

① 委員数の上限

委員数の基本的な上限30人は、合併時に設置した地域審議会の定数上限が30人であったことや、地域審議会と同様に、30人以内で各区単位に組織した区自治協議会準備会の状況なども考慮したものである。

また、原則区内のすべての地域コミュニティ協議会からの選出者を委員に選任しつつ、地域の実情に応じて、公共的団体等からの選出者や学識経験者・公募委員を選任し、区民等の多様な意見が反映しやすいようするため、基本的な上限を30人としたものである。

なお、人口が多く地域コミュニティ協議会が多い区にあっては、公募委員や公共的団体等、他の構成員の委嘱に制約を与え、区民等の多様な意見の反映が困難となる懸念があり、これらに対応するため、過大な委員数とならないよう配慮しつつ、10万人を超える行政区について1万人につき1人の委員を上限数に加えることとした（上限人数は、2年ごとの委員改選時における直近の国勢調査人口を基に算出する）。

【各区の人口及び委員の上限数】

区	人口	委員上限数
北 区	72,804人	30人
東 区	134,446人	33人
中央区	180,345人	38人
江南区	67,972人	30人
秋葉区	75,069人	30人
南 区	43,437人	30人
西 区	160,656人	36人
西蒲区	54,546人	30人

（「令和2年国勢調査 人口等基本集計」による新潟市の人口）

(2) 委員の委嘱

【条例：第2条第2項】

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから区長が推薦した者を委員として委嘱する。

委員の推薦

市長による委員の委嘱は、区長の推薦に基づき行う。

なお、区長の委員推薦に当たっては、区民等の多様な意見と地域における諸課題への取組みの状況などを適切に反映できるように、区自治協議会による選出手続を経たうえで行うものとして規則で規定した。（詳細は15ページ「2委員の選出手続」を参照）

(3) 委員の構成

【条例：第2条第2項各号】

- (1) 区内の地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住する住民又は所在する自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）及び区内の複数の地域コミュニティ協議会で構成された組織その他の市長が別に定める団体（次号において「地域コミュニティ協議会等」という。）がその構成員のうちから選出する者
- (2) 区内の公共的団体等（地域コミュニティ協議会等を除く。）がその構成員のうちから選出する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区内（区長が特に認める場合にあっては、市内）に住所を有する者で、区長が必要と認めた者

① 委員の区分

区自治協議会は、地域コミュニティ協議会等又は公共的団体等から選出される団体選出委員（第1号及び第2号）と、その他の個人委員（第3号）とで構成する。

② 構成員のうちから選出する者

団体から選出される第1号及び第2号委員は、選出団体の本来の代表者に限らず、団体の構成員の中から選出することを条例上に明記し、多様な人材の委嘱ができるように配慮するものとした。なお、団体から選出される場合であっても、委員は選出された個人が委嘱されるものであり、団体そのものが委員として委嘱されるものではない。団体は、選出者を通じて、区自治協議会へ団体の意見等を反映させることとなる。

③ 団体所在地・委員住所要件

ア 団体について

法人については、区内に登記上の主たる事務所又は本店を有していることが原則となる。また、法人格のない社団（権利能力なき社団）については、区内に基盤を有し活動している団体であればよい。

イ 個人委員について

個人委員については、区内に住所を有する者であることが原則となる。

ここで言う住所とは、地方自治法第10条第1項の解釈に基づき、生活の本拠とする。

生活の本拠の認定について、地方自治法の解釈では、客観的居住の事実を重視すべきであるとされており、個人においては、住民基本台帳法の住

所の概念と同一であり、住民票をおくべきところが住所となる。（現に住民票があるか否かは問わない）

なお、区長が特に認める場合とは、区内に住所を有する有識者がいない場合等を想定している。

④ 委員の年齢制限

委員の年齢は、満18歳以上（委嘱日において18歳に達していること）とし、上限年齢は設けないものとする。

⑤ 他の附属機関等の委員の兼務

「新潟市附属機関等に関する指針」により、委員は原則として他の附属機関等の委員を3つを超えて兼ねることができないこととされている。また、公募委員に限っては、「新潟市附属機関等に関する指針」により、他の附属機関等の委員でないことを条件に公募することとされている。

⑥ 他の区自治協議会の委員の兼務

委員は、複数の区自治協議会に重複して委嘱されることはできないものとする。

留意事項

○ 主たる事務所が区内にある場合

区内に主たる事務所を有している団体からの選出委員は、区内に住所を有していないてもよい。ただし、法人格のない社団で代表者以外の住所を有していない者を選出者とする場合は、団体の構成員名簿等により、選出者が当該団体に所属していることを明確にする必要がある。

○ 区内に従たる事務所しかない場合

主たる事務所が区内にない団体で、その支店や支部などからの委員の選出が必要な場合は、当該団体の構成員の中から区内（区長が特に認め場合は市内）に住所を有することを条件に第3号委員として選出することができる。（詳細は11ページ「(4)条例各号における委員資格等」を参照）

【団体所在地・委員住所要件 整理表】

委員区分	団体所在地要件	委員住所要件
第1号委員 (地域コミュニティ協議会等からの選出者)	地域コミュニティ協議会	区内 (市外でも可)
	複数の地域コミュニティ協議会で構成された組織	
第2号委員 (公共的団体等からの選出者)	法人	区内 (但し、区長が特に認める場合は市内)
	法人格のない社団	
第3号委員 (区長が必要と認めた者)	公共的団体等の従たる事務所・支店から選出された委員	区内
	有識者等	
	公募による者	

⑦ 委嘱できない者

区自治協議会は、区民等と市との協働の要として設置され、区民等の主体的な参加を通じて、多様な意見の調整などを行う附属機関であることから、市側の立場を担う必要がある市職員など、下記に掲げる者について、委員に委嘱できないものとする。

ア 市議会議員

市議会議員は「新潟市附属機関等に関する指針」において、附属機関等の委員に委嘱しないこととされており、この指針に基づき委員には委嘱できないものとする。

イ 行政委員会の委員

農業委員会や教育委員会などの行政委員会の委員は、行政委員会が市長と同様に区自治協議会に対して諮詢等を行う立場であるため、原則として委員には委嘱できないものとする。

ウ 市職員

市職員は、市長等の補助職員として区自治協議会に諮詢等を行う立場であり、委員には委嘱できないものとする。

また、「新潟市附属機関等に関する指針」において、附属機関の委員に委嘱しないこととされている。

なお、市職員には教職員等の行政委員会の職員を含むものである。

エ 臨時職員及び非常勤職員

一般の市職員に準じた勤務・服務形態で雇用されている下記の臨時職員及び非常勤職員についても、市職員と同様に委員には委嘱できないものとする。

(ア) 「新潟市臨時職員に関する規則」に規定する臨時職員

(イ) 「新潟市非常勤職員要綱」に規定する非常勤職員のうち、公共施設の館長等の管理的立場にある非常勤職員

(ウ) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員

(エ) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員のうち、公共施設の館長等の管理的立場にある会計年度任用職員

(4) 条例各号における委員資格等

条例各号における委員資格ごとの委嘱などに係る取扱いは、次のとおりとする。
(詳細は14ページ「条例各号における委員資格の例示等」のとおり)

① 区内の地域コミュニティ協議会等の選出者（第1号委員）

原則、区内のすべての地域コミュニティ協議会から、委員を委嘱するものとする。

ただし、複数の地域コミュニティ協議会により構成される以下の連合組織については、当該連合組織から委員を委嘱することで、各構成地域コミュニティ協議会からの選出委員に代えることができる。

対象となる連合組織は、次の事項を行う組織とする。

- ・代表者（会長、座長など）の選定
- ・各種連絡調整や情報の収集及び交換
- ・組織としての意思決定

なお、連合組織の開催頻度は問わないが、文書などにより連絡調整や情報の共有は行うものとする。

【対象となる連合組織】

- ・地域コミュニティ葛塚連合（北区）
- ・新潟市北区豊栄地区コミュニティ協議会連合会（北区）
- ・石山地区4コミュニティ協議会連絡会（東区）
- ・新潟島コミュニティ協議会連絡会（中央区）
- ・江東コミュニティ協議会連絡会（中央区）
- ・鳥屋野地区コミュニティ協議会連絡会（中央区）
- ・中央区コミュニティ協議会連絡会（中央区）
- ・秋葉区コミュニティ連絡協議会（秋葉区）
- ・西地区コミュニティ協議会連合会（西区）
- ・その他、上記事項を行う組織

② 区内の公共的団体等の選出者（第2号委員）

地方自治法第157条を基本とする公共的団体等として、区内で公共的な活動を営む団体を委員の選出団体とすることができるものとする。

なお、公共的団体等は法人格の有無を問わない。

③ 前2号に掲げる者のほか、区内（区長が特に認める場合は、市内）に住所を有する者で、区長が必要と認めた者（第3号委員）

上記第1号及び第2号の委員資格に該当しないが、区長が必要と認めた者を委嘱するものとする。

主に、大学教授等の有識者や公募による者等を想定している。

なお、公募による者は、区民による区政への参画機会を確保する趣旨から、区内に住所を有する者であることを必須とする。

留意事項

○ 各号委員資格に係る留意事項

- ・ 地域コミュニティ協議会等、公共的団体等又は従たる事務所からの委員は、地域の実情に応じて、同一団体から複数選出することもできる。
- ・ 区P T A連合会の住所地は原則として事務局の学校とする。

○ 区長が必要と認めた者

区長が必要と認めた者とは、区自治協議会推薦会議において、特に委員候補者として推薦の必要があると認め、区自治協議会の議決を経て、区長が推薦した者をいう。

なお、区内の多様な意見の反映と会議運営の透明性の確保などのため、委員の一部は公募により委嘱するよう留意するものとする。

○ 従たる事務所からの委員選出

第2号委員（公共的団体等の選出者）を選出する団体は、区内に主たる事務所を有していることが必要であるため、区内に支店しかない団体から委員を選出することが必要な場合は、委員本人の住所が区内（区長が特に認める場合は、市内）にあることを条件に当該団体から推薦してもらい、個人資格の第3号委員として委嘱することとする。

なお、当該委員が支店に勤務していない場合は、委員が団体としての区内での活動の実情を反映できる立場であることに留意して推薦及び委嘱するものとする。

また、推薦に当たっては、当該団体内部での調整を充分に図り、団体の意向に配慮した推薦を行うことや、委嘱後の委員名簿の表記方法についても、「第3号委員 区長が必要と認めた者（○○協同組合推薦）」とし、第3号委員が選出団体の意向を反映しやすいように配慮するものとする。

○ 委員の任期途中の交代

団体選出の委員については、審議の継続性のためにも、委員の要件を満たさなくなった場合などを除き、任期途中には委員の交代のないよう留意する。

○ 女性委員数の比率

女性委員数については、「新潟市男女共同参画行動計画」等において、女性委員の割合45%以上を指標に掲げている。さらに「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」を策定し、一層の登用促進を図ることから、選出団体へ女性委員の積極的な推薦を働きかけるとともに、次期委員改選時での目標達成に向けて、選出団体においても女性を推薦しやすい環境づくりに配慮してもらうなど、男女共同参画の推進に積極的に努めるものとする。

○ 大学教授・大学生の委員資格について

区内の大学との連携を目的として、大学から教授や学生を推薦していただき、団体の代表者として参加していただく場合は第2号委員とする。一方、区内（区長が特に認める場合は、市内）に住所を有する個人に有識者として参加していただく場合は第3号委員とする。

○ 若年層の積極的な登用

多様な区民の意見を区政に反映させるため、年齢層に偏りが生じないよう、積極的に若年層の参加を促すこととする。

【条例各号における委員資格の例示等】

第 1 号 委 員	区内の地域コ ミュニティ協 議会等の選出 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ協議会（又は地域コミュニティ協議会の連合組織）ごとにその構成員のうちから委員を選出 ・ 結成済みの地域コミュニティ協議会のみが該当し、設立準備組織等は該当しない。 ・ コミュニティ協議会が中学校区単位で設立されている場合など、地域の実情に応じて複数の委員選出も可能
第 2 号 委 員	区内の公共的 団体等の選出 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員とする公共的団体等を選定し、選定団体の構成員のうちから委員を選出 ・ 地方自治法第157条を基本とする区内で公共的な活動を営む団体（法人格の有無を問わない。） ・ 主たる事務所に限るが、支店等、区域内に従たる事務所しか有しない団体を選定する場合は第3号委員に該当させる。 ・ 公共的団体等の例示 商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、土地改良区、観光協会、区老人クラブ連合会、区P T A連合会、N P O、ボランティア団体、区支え合いのしくみづくり会議、区社会福祉協議会、区民生委員児童委員協議会、大学、地区青少年育成協議会等
第 3 号 委 員	前2号に掲げ る者のか 区長が必要と 認めた者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員個人として、上記第1号及び第2号の委員資格に該当しないが区長が必要と認めた者を選定 ・ 区長が必要と認めた者の例示 <ul style="list-style-type: none"> ○有識者 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、地域教育コーディネーター、旧首長・旧議員などの地方行政経験者、弁護士・税理士などの各種免許・資格等を有するなど客観的に認められる専門家 等 ○公募による者 ○その他 公民館で実施しているコミュニティコーディネーター養成講座の受講者、公共的団体等で区内に従たる事務所しかない場合における、団体の構成員からの選出者

2 委員の選出手続

(1) 選出手続

【規則：第2条（区長による推薦）】

第2条 区長は、条例第2条第2項に規定する委員の推薦にあたっては、次条に規定する選出手続を経たうえで行うものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

「新潟市附属機関等に関する指針」により、委員は当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的を踏まえて広く選任することとされている。

そこで、区自治協議会においては、区民等の多様な意見とその実態を適切に反映できるように、委員の委嘱に当たっては、区自治協議会による選出手続を経たうえで行うものとしている。

なお、委員の改選直後で下記(2)の区自治協議会委員推薦会議の設置前に委嘱が必要な場合などに対応するため、ただし書の規定を設けた。

(2) 区自治協議会委員推薦会議

具体的な推薦作業を行うための組織として、各区自治協議会内に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置くこととして規則で規定した。

推薦会議の運営その他必要な事項は、区自治協議会ごとに推薦会議運営要綱案（「区自治協議会関係例規編」49ページ）に沿って定めるものとする。

【規則：第3条（推薦会議）】

第3条 委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の選出手続を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置く。

- 2 推荐会議は、区自治協議会の委員10人以内で組織する。
- 3 推荐会議は、区自治協議会の委員の構成の検討及び委員候補者の選考を行い、区自治協議会に委員候補者を推薦するものとする。
- 4 区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。
- 5 委員候補者の選出に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができる。
- 6 推荐会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。

【推薦会議運営要綱概要及び取扱い】

① 要綱の趣旨

推薦会議運営要綱は、規則第3条第6項の規定に基づき、推薦会議の運営その他の必要な事項について各区自治協議会が定めるものである。

② 推薦会議の構成

推薦会議の構成員は、委員10人以内で組織し、区自治協議会が選任する。なお、構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期と同じとする。

(構成員選任方法の留意点)

ア 区自治協議会が、構成員を決定する。

イ 第1号委員から6人以内を選出し、第2号及び第3号委員からそれぞれ1人以上、計4人以内を選出する。ただし、次期委員改選に当たり公募委員の募集に応じる委員は、推薦会議が委員の推薦手続きを始める前に構成員を辞任するものとする。構成員に欠員が生じた場合、区自治協議会が必要と認めるときは、補欠の構成員を選任するものとする（委員10人以内で組織するため、補充せず、例えば9人で組織してもよい）。

ウ 最終的に推薦結果を区自治協議会に諮るため、区自治協議会の会長及び副会長は構成員の資格があっても除外するものとする。

③ 推荐会議の会議

推薦会議に互選により座長を置き、会議は座長が招集する。

推薦会議は、区自治協議会の常設会議として位置付けられ、座長は、委員候補者推薦の必要が生じた場合に、速やかに会議を招集する。

会議の定足数等の運営方法や、WEB会議の開催については、主に区自治協議会の会議の例によるものとする。

なお、区自治協議会が要綱で定めることにより、推薦会議の役割に属する事項について、座長は、専決処分をすることができる。

④ 推荐会議の役割

推薦会議は、区自治協議会委員の構成の検討、各号委員候補者の選考を行い、その結果に基づき、区自治協議会へ団体及び委員候補者の推薦を行うものとする。

委員候補者の推薦に当たっては、地域の多様な意見が反映されたものになるよう、委員の構成に十分配慮するものとする。

委員全体構成の検討にあっては、「新潟市附属機関等に関する指針」第5条に基づき、女性比率に配慮するとともに、特定の年齢層に偏らないよう努める。

なお、委員構成及び委員候補者の選考の公正を期すため、第2号・第3号委員の全部又は一部について、自号の団体又は委員候補者の選考の議決に加わらないよう、区の実情に応じて要綱で定めることができる。

(具体的な推薦会議の役割)

- ア 委員の改選時における委員の全体構成の検討及び各号委員候補者の選考
- イ 任期中の委員の辞任等に伴う補欠委員候補者の検討及び選考
- ウ 委員数が上限に達していない場合の追加委員候補者の検討及び選考
- エ 選考した団体及び委員候補者の区自治協議会への推薦

⑤ 任期途中での推薦

推薦会議は、任期途中で委員が辞職、失職し又は解任された場合において、区自治協議会から要請があったときや、必要と認めたときには、補欠委員候補者の検討、選考を行い、区自治協議会に推薦するものとする。委員が上限数に達していない場合においても同様とする。なお、団体選出委員等（第1号及び第2号並びに公共的団体等で区内に従事する事務所しかない場合における団体の構成員からの選出者）は、全体構成検討時に当該団体に着目し、選任されているため、任期途中で辞職等した場合は、原則として、当該団体から選出された交代委員候補者を区自治協議会に推薦することとなる。

⑥ 区自治協議会での議決

区自治協議会は、推薦会議からの委員候補者推薦を受け、その選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。

推薦会議は、選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦するにとどまり、委員候補者の最終決定は区自治協議会が行う。

⑦ 議決の委任

委員候補者の決定に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができるものとしており、想定される委任事項は、下記のとおりである。

(想定される委任事項)

- ア 団体選出委員等が任期中に当該団体の構成員間で交代する場合における団体選出委員候補者等の決定に関する議決

- イ 委員の公募に際し必要となる「委員の公募に関する要領」の制定・改廃に関する議決

なお、議決委任は区自治協議会が必要に応じて行うものであり、必ず委任をしなければならないものではない。

⑧ 会議の公開

推薦会議の会議は、個人のプライバシーや会議の中立性を確保する必要がある場合は、非公開とすることができますが、その場合にも速やかに会議概要を公開するものとする。

⑨ 区自治協議会との連絡

委員候補者の推薦に際しては、区自治協議会と常に緊密に連絡を保つことにより、円滑な推薦作業が期待できることから、推薦会議は必要に応じて、区自治協議会に対し委員の構成人数や、選出団体の検討状況の報告などを行うものとする。

(3) 選出手続等の流れ

委員の選出手続は、下記の「区自治協議会委員の選出手続の流れ」を基本とし、具体的な進め方は各区の事務の状況に応じて調整するものとする。

【区自治協議会委員の選出手続の流れ】

区分	委員資格	推薦会議	区自治協議会	区長・市長 (事務局)
公募による者以外	<ul style="list-style-type: none"> ○第1号 地域コミュニティ協議会等選出者 ○第2号 公共的団体等選出者 ○第3号 区長が必要と認めた者（公募による者を除く） <p>※公共的団体等の従たる事務所からの選出者については、第3号委員となるが、選出手続は団体と同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①委員資格ごと（公募含む）の構成人数の決定 ②選出団体の選考及び委員推薦書の受領 ③有識者等第3号委員（公募による者を除く）の選考及び委員推薦承諾書の受領 ④構成人数・委員候補者案を区自治協議会へ提出（推薦） <p>※構成人数や選出団体の検討状況など適宜区自治協議会へ報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑤委員候補者の議決 <p>※推薦会議での ①決定後、区自治協議会において全体の構成人数の確認</p> <p>※推薦会議での ⑦決定後、区自治協議会において公募要領の確認（議決の委任を前提）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑥【区長】委員候補者からの委員就任承諾書の受領 ⑦【区長】委員を市長（人事課）へ推薦 ⑧【市長】委員の委嘱
公募	○第3号 公募による者	<ul style="list-style-type: none"> ⑦公募方法（公募要領・作文課題等）の決定 ⑦区単位での公募 ⑦応募者の選考 ⑧選考結果に基づき公募委員候補者案を区自治協議会へ提出（推薦） ・右の⑤へ <p>※公募方法や応募状況など適宜区自治協議会へ報告</p>		

※ 辞職等に伴う任期途中の選出手続の詳細については、「区自治協議会関係様式集」を参照

3 委員の任期及び再任

(1) 委員の任期

【条例：第3条第1項】

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、増員、辞職等に伴い、他の委員の任期の途中で新たに委嘱されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

① 任期

区自治協議会は、区民等が主体的に参加し、多様な意見を反映しながら地域の諸課題に取組む機関であることから、審議機関としての専門性の維持にも配慮しつつ、できる限り任期を短くし多様な意見を反映させることとし、委員の任期は2年とする。

② 残任期間

任期途中での増員、辞職又は失職等に伴い新たに選任される委員の任期は、他の委員の残任期間と同じとなり、全委員の任期満了日は同一となる。

留意事項

○ 委員の任期及び残任期間

区自治協議会設置時の委員の任期は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までとし、次期改選時以降も2年間の委員任期との整合性をとり、4月1日から翌年度の3月31日とする。

○ 任期の考え方

委嘱状が1回交付されたことをもって1期を務めたこととなる。

○ 任期途中での委員資格の変更

委員の全体構成を区自治協議会で決定しているため、原則として任期途中での委員資格の変更はできないものとする。ただし、委員選出団体の統合などにより、本店が支店となった場合などで、引き続き同一委員を委嘱する必要がある場合は、区自治協議会の議決により変更することができるものとする。

(2) 委員の再任

【条例：第3条第2項】

2 委員は、再任されることができる。

委員の再任については、第6期（平成29年度～平成30年度）まで再任回数の上限を設けていたが、地域団体代表者等の再任が制限されているという課題等があるとした「新潟市区自治協議会のあり方検討委員会（平成29年度）」での議論を踏まえ、条例上再任回数の上限を無くすこととする。

一方で持続的な自治の推進を実現していくためには、地域の諸課題に取り組む人材の育成・確保や、多様な区民意見の反映といった点も考慮する必要があることから、委員の選任について定めた「新潟市附属機関等に関する指針」に基づきつつ、区自治協議会の判断で各区の実情に応じた取扱いができるものとする。

なお、公募による委員については、区民による区政への参画機会を確保するため、再任回数の上限は1回とする。

留意事項

○ 公募委員の再任

公募委員として1期務めた者も、再び公募委員に応募することができるものとする。選考の結果、採用された場合は、公募委員として再任されることとなる。

○ 通算の考え方

- 途中で1期以上空けた後に再任された場合でも、過去に務めた任期は通算される。
- 他の委員の任期途中に委嘱され、任期が2年に満たない場合も1期として通算する。
- 他の区の委員経験年数は通算しない。

○ 新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に發揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。（略）

（略）

（5） 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。

（略）

2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は、前項第4号から第6号までの規定を適用しないことができる。

（1） 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者

（2） 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者

4 委員の辞職等

(1) 委員の辞職

附属機関の委員の任免は市長決裁となっており、人事課が所管しているため、区自治協議会委員の辞職については、区自治協議会を経て事務局を所管する区役所が受理し、人事課へ内申を行う。(委員の辞職に伴う手続の詳細については、「区自治協議会関係様式集」を参照)

(2) 委員の失職

【条例：第3条第3項】

3 委員は、次に掲げる事由に該当することとなったときは、その職を失う。

(1) 前条第2項第1号又は第2号に該当する者として委嘱された者がその選出した団体の構成員でなくなったとき。

(2) 前条第2項第3号に該当する者として委嘱された者が区民（区長が特に認める場合として委嘱された者にあっては、市民）でなくなったとき。

① 団体選出の委員の場合（第1号、第2号委員）

団体選出の委員については、選出団体が主たる事務所を区内に有しなくなった場合等に失職する。また、当該委員が選出団体の構成員でなくなった場合も失職する。

② 個人資格の委員の場合（第3号委員）

個人としての資格で委嘱された委員については、区内（区長が特に認める場合として委嘱された委員については市内）に住所を有しなくなった場合に失職する。

③ 失職に係る手続

失職事項に該当した場合、事務局はその旨を区自治協議会及び市民協働課へ報告し、人事課へ内申する。失職日は失職事由が発生した日とする。

留意事項

○ 第3号委員の取扱い

第3号委員（区長が必要と認めた者）のうち、区内の従たる事務所から選出された委員は、個人としての資格で委嘱されたものではあるが、団体選出の委員と同様の推薦手続で委嘱されているため、選出団体の構成員でなくなった場合は、団体選出の委員に準じて、辞職しなければならないものとする。

(3) 委員の解任

【条例：第4条】

第4条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

① 適格性を欠く場合

第4条第2号の「その職に必要な適格性を欠くと認めるとき」については、個々の事例に基づいて総合的に検討し、判断しなければならないが、委員が刑事上の責任を問われる場合など、委員として社会通念上明らかにその適格性を欠く場合等を想定している。

② 解任に係る判断等

解任の判断については、区自治協議会は市長の附属機関であり、他の附属機関と同様に、その委員の委嘱権とともに解任権は市長にあるため、最終的には市長が決めるものである。

第1号又は第2号に該当する状況が発生した場合は、可能な限り区自治協議会など実情を把握する者から意見を聴取し、客観的な事実に基づき総合的に判断するものとする。

5 報酬等

(1) 報酬

① 報酬額等

委員が次の会議に出席したときは、日額3,000円を報酬として支給する。

【報酬の対象となる会議】

N o.	会議名
1	区自治協議会の会議
2	部会
3	推薦会議

② 部会への出席に対する支給回数

部会への出席に対する報酬の支給回数は、各区の開催実績を考慮し、一年度につき1人24回までとする。年度あたり24回の範囲内であれば、一月に何回部会に出席しても支給できる。

ただし、条例第6条第2項の規定により市長その他の市の機関により諮問された事項又は第7条第1項の規定により市長があらかじめ意見を聞く事項を部会で審議する場合における報酬は、当該支給回数に含まないものとする。

なお、委員が職務のため出張したときは、新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年新潟市条例第4号）別表第2に定める費用を弁償する。

留意事項

○ 報酬の支給単位

1日に複数回の支給対象会議に出席した場合であっても、1回分しか支給できない。

○ W E B会議における報酬の取扱い

支給対象会議のW E B会議に出席した場合も同様に、報酬を支給する。

第3章 区自治協議会の会議運営

1 会長及び副会長

【条例：第5条】

第5条 区自治協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 3 会長は、区自治協議会の事務を掌理し、区自治協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 区自治協議会は、会議において出席委員の3分の2以上の者の同意があるときは、会長又は副会長を解任することができる。

(1) 会長及び副会長の選任等

① 選任方法等

選任方法・任期・職務は、一般的な附属機関と同様の内容とする。

② 副会長の定数等

副会長は、複数置くことができるものとし、その人数及び代理順序も区自治協議会が定めることとし、規則で規定した。

【規則：第4条（副会長の定数等）】

第4条 区自治協議会に副会長を複数置くことができる。この場合において、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときにその職務を代理する副会長の順序は、区自治協議会が定めるものとする。

(2) 会長及び副会長の解任規定

解任は、議会の重要議決の際の特別多数議決の例に準じ、「出席委員の3分の2以上の同意」の規定を設けた。

留意事項

○ 解任の協議

条例第5条第5項の規定に基づき、会長又は副会長の解任を協議する場合は、地方自治法第117条及び第127条の議事に関する除斥等の例に準じ、解任協議の対象とされた会長又は副会長は、当該協議に参加できないものとする。

○ 解任された場合の委員資格

条例第4条の規定により委員の解任は市長が行うものとしており、条例第5条第5項の規定に基づき会長又は副会長の職を解任された場合であっても、区自治協議会委員としての資格は失われない。

2 会議運営

【条例：第8条、第9条】

(会議の招集)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

条例では、区自治協議会の会議の招集及び会議の運営等について、基本的な事項を規定したものであり、このほか会議の運営等について定める必要がある場合は、各区自治協議会が定めることができるものである。

(1) 会議の招集

会議の招集については、会長が招集する旨を規定したほか、区自治協議会の運営の円滑化を図るため、地方自治法の議会の招集規定の例に準じ、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない旨も規定した。

(2) 委員以外の者の会議への出席

① 委員以外の者の出席

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができるものとした。この場合は、会議の協議及び議決に加わることはできず、会長の求めに応じ意見等を述べるものである。

なお、本規定において、「会議」はWEB会議を含み、「出席」はWEBによる出席を含むものとする。

本規定の主な対象者としては、特定の分野に精通した有識者のほか、団体選出委員の属する団体の構成員等を想定している。本規定に基づき、諸事情により委員が会議を欠席する場合であっても、円滑な情報共有等を図るために当該団体の構成員を会議へ出席させることができる。

なお、出席した者には、委員への報酬に準じた額など、必要に応じて報償費

等の支給をすることができる。

② 委員の代理出席

委員は特定した個人を委嘱したものであるため、代理の者を会議に出席させ協議や議決に加わらせるることはできない。団体選出の委員であっても同様の扱いとなる。

(3) 会議の公開

会議は、原則として公開で行うものとし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

会議の公開の方法については、会議の傍聴や会議録のホームページでの公開などがあり、「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき公開しなければならない。

(4) W E B会議

① W E B会議の開催

会長は、必要があると認めるときは、W E B会議（インターネットを通じて、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いた会議をいう。）を開催することができる。

② W E B会議への出席

W E B会議には、全部又は一部の委員が出席できる。委員は、W E B会議への出席をもって、区自治協議会の会議に出席したものとする。

なお、会長はW E Bによる出席者に対し、会議の冒頭で、映像及び音声の相互間の送受信及び委員の本人確認を行わなければならない。

③ W E B会議の運営

W E B会議の定足数等の運営方法については、集合形式の会議開催時に準ずるものとする。

留意事項

○ 議事の議決

議事の議決については、議会の表決の例に準じて規定しており、条例第9条第3項の議事の議決における出席委員には、議長は含まない。

○ 会議の非公開

条例第9条第4項の規定により会議を非公開とする場合は、「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、個人のプライバシー等の非公開情報に該当する事項や公正な議事運営に支障が生じる場合など、限定された事項に限るものである。

3 部会等の運営

(1) 部会及び検討会

部会などの区自治協議会本体以外の組織については、地域ごとに異なる課題や対応方法が想定され、その組織の必要性や組織形態・運営方法なども画一的なものではないため、区自治協議会が必要に応じて、任意で設けるものとした。

条例では、委員の一部による「部会」を設けることができること、規則では、市民との協働の観点から委員の一部と委員以外の区民等とで構成する「検討会」を設けることができることを規定した。

【条例：第10条（部会）】

第10条 区自治協議会は、事務の一部について調査し、審議させるため、必要に応じて、委員の一部で構成する部会を置くことができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

【規則：第5条（検討会）】

第5条 区自治協議会は、事務の一部について検討させるため、必要に応じて、委員の一部及び委員以外の者で構成する検討会を置くことができる。

(2) 部会等の報償費等

① 部会

部会は委員の一部で構成し、教育、防犯、福祉、産業振興などの分野での部会が想定される。

部会又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させることができる。本規定に基づき団体選出委員の属する団体の構成員を部会に出席させることもできる。

なお、本規定において、「部会」はWEB会議を含み、「出席」はWEBによる出席を含むものとする。

委員以外の者に意見を求める場合、委員以外の者に委員と同等の作業を行なってもらう場合は、部会での議決等や部会長の求めを要する。

その他、部会で研修を行う際の講師の招聘や、事業実施に必要な業者の招聘など、意見を求める目的でない場合は、部会での議決等や部会長の求めは必要ない。

なお、出席した者には、委員への報酬に準じた額など、必要に応じて報償費等の支給をすることができる。

② 検討会

検討会は、協働活動の一環として、区自治協議会委員と委員以外の区民等で構成するものとしており、設置の必要性も含め、運営方法等は区自治協議会ごとに必要に応じて決めていくものとなる。

また、検討会においては、協働活動の一環として、無報酬の区民等と一緒に活動するため、委員に対しても報酬や費用弁償については支給しないこととしている。

【部会と検討会の比較】

区分	部会	検討会
役割	区自治協議会の事務の一部を調査、審議する。	区自治協議会の事務の一部について検討する。
構成	区自治協議会の委員のみ	区自治協議会の委員と委員以外の区民等
報酬	一の年度につき1人24回まで。ただし、市からの諮詢等を審議する場合における報酬は、24回の回数から除く。	支給しない。

(3) 部会等の会議の公開

部会及び検討会（以下「部会等」という）は、区自治協議会の会議の規定に準じ、原則として公開で行うものとし、部会等の長が必要と認めるときは、部会等に諮ったうえで公開しないことができる。会議の公開の方法についても、区自治協議会の会議に準ずる。

(4) WEB会議

部会等のWEB会議については、区自治協議会の会議の例によるものとする。

4 連絡調整

【条例：第11条】

第11条 区自治協議会は、規則で定めるところにより、他の区自治協議会との連絡調整を行うものとする。

(1) 会長会議

条例第11条の規定に基づき、各区自治協議会の課題を共有するため、区自治協議会会长会議（以下「会長会議」という。）を置くものとし、規則で規定した。

会長会議の組織及び運営等については、要綱で定めるものとするが、WEB会議の開催にあたっては、区自治協議会の会議の例によるものとする。

（「区自治協議会関係例規編」47ページ）

【規則：第6条第1項（区自治協議会会长会議等）】

第6条 条例第11条の規定により他の区自治協議会との連絡調整を行うため、区自治協議会の会長で構成する区自治協議会会长会議を置く。

【会長会議要綱概要】

① 組織等

会長会議は、8区すべての区自治協議会の会長により組織する。

会長会議に座長を1人置き、構成員の互選により定めるものとする。

② 所掌事務

会長会議で所掌する事務は、区自治協議会の運営に関する事項や、市民等との協働の推進に関する事項等について、必要な連絡調整を行うこととする。

③ 庶務

会長会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理するものとする。

(2) 連絡調整会議

条例第11条の規定に基づき、複数の区にわたる課題の解決などに当たるため、必要に応じて関係する区自治協議会との連絡調整会議を置くことができるものとし、規則で規定した。

連絡調整会議の組織及び運営等については、要綱で規定するものとするが、WEB会議の開催にあたっては、区自治協議会の会議の例によるものとする。（「区自治協議会関係例規編」48ページ）

【規則：第6条第2項】

2 前項に規定するもののほか、必要に応じて、他の区自治協議会との共通の課題に係る連絡調整を行うため、複数の区自治協議会の委員で構成する連絡調整会議を置くことができる。

【連絡調整会議要綱概要】

① 要綱の趣旨

連絡調整会議は、複数の区自治協議会が有する共通の課題について連絡調整を行うため、必要に応じて設置できる会議である。

② 設置等

連絡調整会議は、共通の課題を有する複数の区自治協議会において、構成員の数、連絡調整を行う事項及び設置期間を、それぞれの区自治協議会の議決により定めて設置するものとする。

また、連絡調整会議に座長を1人置き、構成員の互選により定めるものとする。

③ 庶務

連絡調整会議の庶務は、座長の属する区自治協議会の庶務を担当する区役所において処理するものとするが、連絡調整会議の議決により、これによらないこともできることとする。

第4章 区自治協議会の役割等

1 市民との協働

【条例：第6条】

(区自治協議会の役割)

第6条 区自治協議会は、区民等（区内に住所を有する者及び区内で活動する団体をいう。以下この項において同じ。）と市との協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努めるものとする。

2 区自治協議会は、区の地域課題のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 区自治協議会の役割

区自治協議会は、従来の附属機関とは異なり、特定の行政分野に限定されず、区の地域課題にかかる幅広い行政分野について審議する総合的な役割を持つ新たな附属機関である。

そのため、諮問等に対する審議だけにとどまらず、区内の多様な意見の調整及び取りまとめや地域振興活動のコーディネートといった機能を担うほか、審議した内容を地域と共有して活動へ生かす地域代表としての役割や、区自治協議会提案事業の企画・立案や広報紙の発行といった実施主体としての役割も担うなど、区民等と市との協働の要となる、今までの附属機関にはない新たな役割を担う本市独自の機関である。

(2) 市からの説明・報告

区自治協議会は、上記役割を果たすため、市からの説明・報告を求めることができる。説明・報告を求めることができる事項は、区の地域課題に関するものであれば区を超えるものや全市的な事業でもよいものとする。

また、区自治協議会が地域課題を話し合う時間を十分に設けられるよう、市は区自治協議会からの求めがない限り、全市的なイベントや国際会議等についての説明・報告を原則行わないこととする。

2 諒問及び建議等

【条例：第6条第2項、第7条第1項】

2 区自治協議会は、区の地域課題のうち、市長その他の市の機関により諒問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(市長等の責務)

第7条 市長は、次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 総合計画及びこれに準ずる計画（区に関するものに限る。）に関する事項
- (2) 区役所が所管する施設のうち、区民等への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項
- (3) 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

条例第6条第2項及び第7条第1項に掲げる区自治協議会の役割及び市長等の責務について、下記のとおり整理し、諒問及び建議等に関する手続等を行うものとする。

(1) 諒問及び建議等の整理

① 諒問等

ア 任意諒問（第6条第2項）

市長やその他の市の機関（以下「市長等」という。）は、区の地域課題のうち、必要がある事項について、諒問を行う。

イ 必須意見聴取（第7条第1項）

市長は、条例第7条第1項各号に規定する事項を決定し、又は変更しようとする場合、あらかじめ区自治協議会の意見を聴かなければならない。

ウ 参考意見の聴取

市長等は、市の施策に対する参考意見の聴取など、諒問に至らない事項や必須意見聴取に該当しない事項について、諒問の手続によらず区自治協議会の意見を聞くことができるものとする。

② 答申等及び建議

ア 答申等（第6条第2項及び第7条第1項）

区自治協議会が、条例第6条第2項及び第7条第1項の規定に基づき、市長等から諮詢等が行われた任意諮詢事項及び必須意見聴取事項について、審議し、意見を述べること。（任意諮詢事項に対しては答申、必須意見聴取事項に対しては回答の形式をとる。）

イ 建議（第6条第2項）

区の地域課題のうち、区自治協議会が必要と認める事項について、審議し、市長等に意見を述べること。

留意事項

○ その他の市の機関

条例第6条の「その他の市の機関」とは、地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会及び委員（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会等）で、市長以外の執行機関をいう。

○ 建議

建議は、市長等に対して第6条第2項に基づき、区自治協議会が必要と認める事項について、自発的に、意見や希望を述べるものである。

(2) 訒問及び建議等に関する手続

① 訒問等に関する手続

ア 任意諮詢

市長等は、任意諮詢に該当し、区自治協議会に諮詢する必要がある事項については、下記の「諮詢に関する手続の流れ」に沿って、諮詢し、答申を受けるものとする。

イ 必須意見聴取

市長は、必須意見聴取に該当し、あらかじめ、区自治協議会の意見を聽かなければならぬ事項については、諮詢の手続に準じて、意見を聴取し、回答を受けるものとする。

ウ 参考意見の聴取

市長等は、区自治協議会に対する市の施策に対する参考意見の聴取など、諮詢に至らない事項については、各区自治協議会事務局及び市民協働課と調整の上、諮詢の手続によらず取り扱うことができるものとする。

【諮問に関する手続の流れ】

ア 諒問

市長等は、諮問に当たっては、諮問書及び関係資料を作成し、区自治協議会事務局を経由し、区自治協議会へ諮問する。

なお、区自治協議会が諮問に対する審議及び答申に要する期間を考慮し、諮問するものとする。

イ 答申

区自治協議会は、諮問に対する審議結果に基づき、答申書を作成し、区長等を経由し、諮問した市長等へ答申する。

ウ 諒問の進捗管理等

諮問及び答申の全体的な進捗状況の管理のため、市民協働課に諮問書及び答申書の写しを送付する。

また、諮問を行う場合は、事前に区自治協議会事務局及び市民協働課と調整の上、諮問するものとする。



※ 必須意見聴取の場合は、諮問の手続に準じて、諮問書は意見聴取書、答申書は回答書として手続を行う。(諮問書等の書式は、「区自治協議会関係様式集」を参照)

② 建議に関する手続

区自治協議会は、条例第6条第2項に掲げる事項に関し、市長等から諮詢されたもののほか、自らが必要と認めるものについて、審議し、市長等に意見を述べることができることとしており、その手続については、下記の「建議に関する手続の流れ」に沿って行うものとする。

【建議に関する手続の流れ】

ア 課題等の審議

区自治協議会は、条例第6条第2項に該当し、必要と認める事項について、審議することができる。

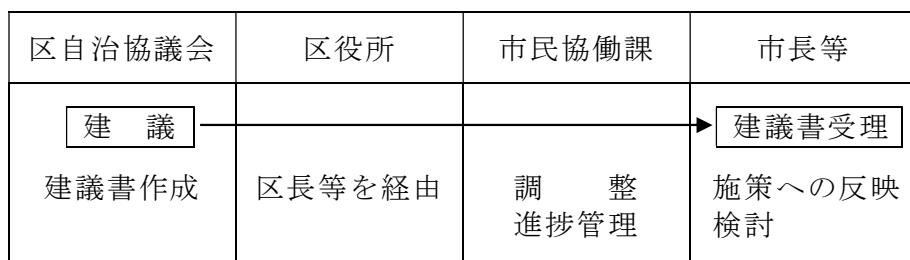
イ 建議

区自治協議会は、審議結果に基づき建議することとした場合は、建議書を作成し、区長等を経由し、市長等へ提出する。

ウ 建議の進捗管理

建議に係る全体的な進捗状況の管理のため、市民協働課に建議書の写しを送付する。

また、複数の担当課等に係る建議の取扱いについては、区自治協議会事務局及び市民協働課で調整を行う。



(建議書の書式は、「区自治協議会関係様式集」を参照)

(3) 質問事項等の例示

① 任意質問事項及び建議（第6条第2項）

- ・ 区政推進費に係る区役所が所掌する事務事業や地域ごとで取扱いが異なる事務事業の調整等
- ・ 防災対策など地域に密接に関連した事業等
- ・ 区民等と市とが協働して行う地域イベントなどの地域振興に関する事業やコミュニティ活動の支援など住民自治の育成に関する事業等

② 必須意見聴取事項（第7条第1項）

ア 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項

〈「これに準ずる計画」とは〉

- ・ 区ビジョンまちづくり計画

イ 区役所が所管する施設のうち、区民への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項

- ・ 新潟市区役所組織規則に規定する区役所が管理する施設のうち、区民への影響が大きい次に掲げるものの設置及び廃止並びに指定管理者制度の導入

【対象となる施設】

施設種別	例　　示
庁舎系施設	区役所、出張所、連絡所
コミュニティ施設	市民会館、コミュニティセンター、コミュニティハウス
文化施設	文化会館、美術館、博物館、資料館
スポーツ施設	体育施設
レクリエーション施設	観光施設
子育て支援施設	保育園、児童館、子育て支援センター
高齢福祉施設	デイサービスセンター、老人憩いの家
保健施設	保健福祉センター、健康センター
都市公園	地区公園、総合公園
産業系施設	勤労者会館

ウ 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

- ・ 特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案

留意事項

- 総合計画に準ずる計画（第7条第1項第1号）

第1号の対象となる計画については、区ビジョンまちづくり計画を対象としているが、今後、各種計画の進捗状況を確認しながら、適時、第1号の該当とするか検討していく。

また、早急に諮問しなければならない事項については、第6条第2項の任意諮問として対応することができる。

- 設置及び廃止に関する事項（第7条第1項第2号）

施設の位置の変更は、施設の「設置及び廃止に関する事項」に含むものとする。

- 施設の設置及び廃止にかかる意見聴取（第7条第1項第2号）

区自治協議会に施設の設置及び廃止に関する事項について意見を聞く場合は、区民等の意見を適切に反映させるため、概ね施設の設置及び廃止の検討から方針決定の間の段階で意見聴取を行うものとする。

また、市は意見聴取を行った後は、区自治協議会に対して時機を捉えて事業の進捗状況等について報告するよう努めるものとする。

- 管理に関する基本的事項（第7条第1項第2号）

管理に関する基本的事項とは、指定管理者制度の導入などの施設の基本的な運営形態に関わる事項を対象としている。

- 区役所が企画立案を行う施策の対象施策の検討（第7条第1項第3号）

対象となる施策は、市の方針により変動する要素が非常に大きいことから、別に市長が定めることとした。現段階では、特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案を対象としているが、今後、区自治協議会が協働の要として役割を發揮していく中で、新たに対象とすべき施策について、適時、検討していくものである。

- 区自治協議会が必要と認めるもの（第6条第2項）

第7条第1項各号に掲げる意見聴取の対象になっていない事項であっても、条例第6条第2項の規定により、区自治協議会が必要と認めるものについては、意見を述べることができるものである。

(4) 答申等及び建議に対する対応

【条例：第7条第2項】

2 市長その他の市の機関は、前条第2項及び前項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

区自治協議会の意見を尊重すべき市長等の立場を明確にし、また、区自治協議会の意見の重要性を市民にも分かりやすくするため、掲げることとしたものである。

なお、市長等は、区自治協議会の答申等と異なる対応をとる場合は、十分な説明を行う必要がある。

(区自治協議会関係条例規編)

1 新潟市区自治協議会条例

(設置)

第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の地域の課題（以下「地域課題」という。）に取り組み、住民自治の推進を図るため、区ごとに区自治協議会を置く。

2 区ごとに置く区自治協議会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(組織)

第2条 区自治協議会は、委員30人（人口（地方自治法（昭和22年法律第67号）第254条に規定する人口をいう。）が10万人を超える区にあっては、その超える数1万人ごとに1人を30人に加えた人数）以内で組織する。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうちから区長が推薦した者を委員として委嘱する。

- (1) 区内の地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住する住民又は所在する自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）及び区内の複数の地域コミュニティ協議会で構成された組織その他の市長が別に定める団体（次号において「地域コミュニティ協議会等」という。）がその構成員のうちから選出する者
- (2) 区内の公共的団体等（地域コミュニティ協議会等を除く。）がその構成員のうちから選出する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区内（区長が特に認める場合にあっては、市内）に住所を有する者で、区長が必要と認めたもの

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、増員、辞職等に伴い、他の委員の任期の途中で新たに委嘱されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、次に掲げる事由に該当することとなったときは、その職を失う。

- (1) 前条第2項第1号又は第2号に該当する者として委嘱された者がその選出した団体の構成員でなくなったとき。
- (2) 前条第2項第3号に該当する者として委嘱された者が区民（区長が特に認める場合として委嘱された者にあっては、市民）でなくなったとき。

(委員の解任)

第4条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(会長及び副会長)

第5条 区自治協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、区自治協議会の事務を掌理し、区自治協議会を代表する。

4 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 区自治協議会は、会議において出席委員の3分の2以上の者の同意があるときは、会長又は副会長を解任することができる。

(区自治協議会の役割)

第6条 区自治協議会は、区民等（区内に住所を有する者及び区内で活動する団体をいう。以下この項において同じ。）と市との協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努めるものとする。

2 区自治協議会は、区の地域課題のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(市長等の責務)

第7条 市長は、次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 総合計画及びこれに準ずる計画（区に関するものに限る。）に関する事項

(2) 区役所が所管する施設のうち、区民等への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項

(3) 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

2 市長その他の市の機関は、前条第2項及び前項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(会議の招集)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招

集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第10条 区自治協議会は、事務の一部について調査し、審議させるため、必要に応じて、委員の一部で構成する部会を置くことができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる。

(連絡調整)

第11条 区自治協議会は、規則で定めるところにより、他の区自治協議会との連絡調整を行うものとする。

(庶務)

第12条 区自治協議会の庶務は、当該区自治協議会が置かれる区の区役所で処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、区自治協議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第82号)

この条例中第3条第2項の改正規定、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定、第5条第2項の改正規定、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定及び第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に1条を加える改正規定は平成27年4月1日から、第1条第1項の改正規定は地方自治法の一部を改正する法律（平

成26年法律第42号)の施行の日から施行する。

附 則(平成30年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第2条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市区自治協議会条例の規定の例により行うことができる。

別表（第1条関係）

名称
北区自治協議会
東区自治協議会
中央区自治協議会
江南区自治協議会
秋葉区自治協議会
南区自治協議会
西区自治協議会
西蒲区自治協議会

2 新潟市区自治協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市区自治協議会条例(平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(区長による推薦)

第2条 区長は、条例第2条第2項に規定する委員の推薦にあたっては、次条に規定する選出手続を経たうえで行うものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

(推薦会議)

第3条 委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の選出手続を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置く。

- 2 推薦会議は、区自治協議会の委員10人以内で組織する。
- 3 推荐会議は、区自治協議会の委員の構成の検討及び委員候補者の選考を行い、区自治協議会に委員候補者を推薦するものとする。
- 4 区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。
- 5 委員候補者の選出に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができます。
- 6 推荐会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。

(副会長の定数等)

第4条 区自治協議会に副会長を複数置くことができる。この場合において、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときにその職務を代理する副会長の順序は、区自治協議会が定めるものとする。

(検討会)

第5条 区自治協議会は、事務の一部について検討させるため、必要に応じて、委員の一部及び委員以外の者で構成する検討会を置くことができる。

(区自治協議会会长会議等)

第6条 条例第11条の規定により他の区自治協議会との連絡調整を行うため、区自治協議会の会長で構成する区自治協議会会长会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、必要に応じて、他の区自治協議会との共通の課題に係る連絡調整を行うため、複数の区自治協議会の委員で構成する連絡調整会議を置くことができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、区自治協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 新潟市区自治協議会条例の一部を改正する条例（平成30年新潟市条例第42号）による改正後の新潟市区自治協議会条例第2条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市区自治協議会条例施行規則の規定の例により行うものとする。

3 市長が定める要綱

(1) 新潟市区自治協議会会长会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第6条第1項の規定に基づき設置する区自治協議会会长会議（以下「会長会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会長会議は、すべての区自治協議会の会長（以下「構成員」という。）で組織する。

(座長)

第3条 会長会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

(所掌事務)

第4条 会長会議は、区自治協議会の運営及び市民等との協働の推進等に関する事項について、連絡調整を行う。

(庶務)

第5条 会長会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会長会議の運営に関し必要な事項は、座長が会長会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 新潟市区自治協議会連絡調整会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第6条第2項の規定に基づき設置する連絡調整会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 連絡調整会議は、共通の課題を有する複数の区自治協議会（以下「関係区自治協議会」という。）の委員（以下「構成員」という。）で組織する。

(設置の方法)

第3条 連絡調整会議は、構成員の数、連絡調整を行う事項及び設置期間をあらかじめ関係区自治協議会において議決により定めて設置するものとする。この場合において、連絡調整会議の設置期間については、構成員の区自治協議会における委員の任期を超えないものとする。

(座長)

第4条 連絡調整会議に座長1人を置き、構成員の互選により定める。

(所掌事務)

第5条 連絡調整会議は、複数の区にまたがる共通の課題に係る事項について、連絡調整を行うものとする。

(会議)

第6条 連絡調整会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、座長が所属する区自治協議会の庶務を担当する区役所において処理するものとする。ただし、連絡調整会議の議決により、これによらないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が連絡調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

4 区自治協議会が定める要綱等

(1) ○○区自治協議会委員推薦会議運営要綱（案）

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第6項の規定に基づき、○○区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(選任等)

第2条 推薦会議は、10人以内で組織する。

2 推荐会議の構成員（以下「構成員」という。）は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数以内の委員を○○区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。この場合において、第2号及び第3号に掲げる区分の合計人数は、4人以内とする。

(1) 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員 6人

(2) 条例第2条第2項第2号に該当する委員 3人

(3) 条例第2条第2項第3号に該当する委員 3人

3 前項第2号又は第3号に掲げる区分から構成員を選出できない場合は、当該区分の構成員は欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、当該区分以外の区分から補欠の構成員を選任することができる。

4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

(座長)

第3条 推荐会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推荐会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員の推薦等に関し議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(役割)

第5条 推荐会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。

(2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。

(3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第3号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下「団体選

出委員等」という。)を選考すること。

(4) 条例第2条第2項第3号に該当する委員候補者(団体選出委員等を除く。)を選考すること。

(5) 選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦すること。

(秘密を守る義務)

第6条 構成員は、推薦会議で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(区自治協議会との連絡)

第7条 推薦会議は、委員候補者の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。

区自治協議会が必要に応じて規定

(座長専決)

第〇条 座長は、団体選出委員等が任期中に欠けた場合における推薦会議の役割に属する事項で、推薦会議があらかじめ定めたものについて、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をした場合は、座長は、推薦会議に報告するものとする。

(議決の委任)

第〇条 次に掲げる事項については、推薦会議の議決をもって、区自治協議会の議決とする。

(1) 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における、補欠の団体選出委員候補者等の決定に関すること。

(2) 委員の公募に関する要領の制定及び改廃に関すること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(2) ○○区自治協議会の傍聴に関する要領（案）

1 趣旨

この要領は、新潟市附属機関等に関する指針に基づき、○○区自治協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴手続

- ① 会議の傍聴を希望する者は、会議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券（別記様式）を受けとる。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

3 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帶びている者
- ④ その他会議を妨害又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

4 遵守事項

- ① 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと。
- ③ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし○○区自治協議会の許可を得た場合は、この限りではない。
- ④ 事務局の指示に従うこと。
- ⑤ その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、会長等はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

別記様式

期日 _____	No. _____
傍聴券	
○○区自治協議会	

(3) ○○区自治協議会の委員の公募に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）に基づき○○区に設置する、○○区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

（公募委員人数）

第2条 ○○区自治協議会の公募委員の人数は、○人とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができます。

（応募資格）

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 行政区内に住所を有する満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員ではない者
- (3) 本市の職員及び市議会議員ではない者
- (4) ○○区自治協議会の公募委員として、過去に2期活動したことのない者

（応募方法）

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号及び生年月日を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

（推薦会議）

第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第3条第1項に規定により設置する、○○区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。

（選考方法）

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において作文を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適當と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成○年○月○日より施行する。

(4) ○○区自治協議会部会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第10条第1項の規定に基づき設置する部会に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 ○○区自治協議会に置く部会及び部会が所管する分野は、次に掲げるものとする。

（1）○○部会 防犯、防災、○○、その他○○区自治協議会が定めるもの

（2）○○部会 福祉、教育、○○、その他○○区自治協議会が定めるもの

（3）○○部会 文化、スポーツ、○○、その他○○区自治協議会が定めるもの

2 ○○区自治協議会の委員は、少なくとも前項各号のいずれか1つの部会へ所属する。

3 ○○区自治協議会が必要と認めるときは、第1項各号のほか、特定の議事を審議するため、特別部会を置くことができる。

4 前項に規定する特別部会の委員構成は、○○区自治協議会が定める。

（部会長及び副部会長）

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に所属する委員の互選によりこれを定める。

（会議の招集及び運営）

第4条 会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 会議は、当該部会に所属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に所属している委員以外の者を当該部会に出席させ、意見を求めることができる。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成○○年○○月○○日から施行する。

5 その他

(1) 新潟市附属機関等に関する指針

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、本市における附属機関及び懇話会等（以下「附属機関等」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

2 この指針において「懇話会等」とは、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等により本市が開催する会合（懇話会、懇談会、協議会等の名称の如何を問わない。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 本市職員のみで構成するもの
- (2) 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの
- (3) イベント等を実施するために組織するもの
- (4) 特定の事業等に係る事業者等の選考を主な目的とするもの
- (5) 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの
- (6) その他この指針の対象として適切でないもの

第2章 附属機関

(附属機関の新設)

第3条 附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除き、次のいずれにも該当する場合に限り設置するものとし、あらかじめ行政経営課と協議するものとする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査を行うもの
- (2) 他の行政手段又は現に設置している附属機関では、その目的を達成することができないもの

2 附属機関の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置期間を設けるものとする。

3 各附属機関の所管課長は、その所管する附属機関を設置した場合は、行政経営課長に報告するものとする。

(附属機関の見直し)

第4条 現に設置している附属機関で、法律により設置が義務付けられているものを除き、次の各号のいずれかに該当する場合については、廃止又は他の附属機関との統合を検討するものとする。

- (1) 既に設置目的を達成したもの
 - (2) 社会経済情勢の変化等により、設置の必要性が低下してきたもの
 - (3) 活動が著しく不活発なもの
 - (4) 設置目的、委員構成等が他の附属機関と類似又は重複しているもの
 - (5) その他行政の効率性の見地から見直しを行うことが望ましいもの
- 2 各附属機関の所管課長は、その所管する附属機関を廃止又は統合した場合は、行政経営課長に報告するものとする。
- (委員の選任)
- 第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるものについては、この限りでない。
- (1) 委員数は、20人以内とする。
 - (2) 「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」に基づき、女性委員の割合が45%以上となるよう努めるものとする。
 - (3) 特定の年齢層に偏らないように選任する。
 - (4) 本市職員及び本市議会議員は、選任しない。
 - (5) 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。
 - (6) 委員の併任は、3の附属機関等までとする。
 - (7) 委員の一部は、公募により選任する。
- 2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は、前項第4号から第6号までの規定を適用しないことができる。
- (1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者
 - (2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者
- 3 次の各号のいずれかに該当するものについては、第1項第7号の規定を適用しないことができる。
- (1) 行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議等を行うもの
 - (2) 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条各号に定める非公開情報と認められる事項について審議等を行うもの
 - (3) 所掌事務が高度に専門的であるため、全ての委員が高度な専門知識を有する必要があるもの
 - (4) 市民からの意見聴取は別に実施するため、有識者会議として設置するもの
- 4 公募により選任する委員の定数を定めた場合において、選考の結果、定数に満たなかったときは、他の方法により委員を選任することができるものとする。
- 5 委員の選任を行うにあたっては、あらかじめ行政経営課長に第1項第6号の規定に関する確認を行うこととし、選任後は報告するものとする。
- (委員の公募)

第6条 附属機関の委員を公募するにあたって、その応募資格のある者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、附属機関の所掌事務等に照ら

して、これにより難いときは、この限りでない。

- (1) 本市に在住する者で、満18歳以上の者
 - (2) 本市職員及び本市議会議員ではない者
 - (3) 本市の附属機関等の委員ではない者
- 2 公募の周知は、応募期間の開始日までに、次の各号に掲げる事項を本庁舎掲示板及び適切な場所に掲示するとともに、ホームページに掲載することにより行うものとし、応募期間は少なくとも1か月以上の期間を設けるものとする。
- (1) 附属機関の名称
 - (2) 所掌事務
 - (3) 委員任期
 - (4) 会議の開催予定回数及び時期並びに報酬
 - (5) 募集人数及び委員総数
 - (6) 応募資格及び基準日
 - (7) 応募方法及び応募期間
 - (8) 選考方法
 - (9) 問い合わせ先
 - (10) その他必要と思われる事項
- 3 公募委員の選考については、原則として選考委員会を設置して行うこととし、次の各号に掲げる方法の全部又は一部により行うものとし、選考結果は応募者全員に速やかに通知するものとする。
- (1) 作文
 - (2) 面接
 - (3) その他適当と認める方法
- 4 委員の公募に関する手続きについては、要領を策定し、規定するものとする。
(無作為抽出による委員の選任)

第6条の2 附属機関の委員の一部を住民基本台帳データから一定の条件のもと、無作為に抽出した市民で、そのうち委員の選任を承諾した者の中から選任ができるものとする。特に広く市民の参画が必要であると認められるもの又は公募委員の応募者が募集人数を下回ったことがあるものについては、無作為抽出による委員の選任を行うよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する手続きにより委員を選任するにあたっては、あらかじめ第5条第1項第4号から第6号までの規定に関する確認を行うものとする。
- 3 第1項に規定する手続きにより選任した委員は公募委員とみなす。

第3章 懇話会等

(懇話会等の開催等)

- 第7条 懇話会等は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り新たに開催するものとし、あらかじめ行政経営課と協議するものとする。
- (1) 市民意見の反映や専門的な知識の導入等を行うため、市民、関係行政機関、

関係団体、学識経験者等からの意見を必要とするもの

- (2) 他の行政手段又は既存の懇話会等では、その目的を達成できないもの
- 2 新たな懇話会等の開催にあたっては、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 既存の懇話会等の見直しにあたっては、第4条の規定を準用する。

(懇話会等の運営等)

- 第8条 懇話会等の運営にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 組織としての意思を決定するための手続きは行わないこと。
 - (2) 懇話会等の名称については、「審議会」、「審査会」及び「調査会」を付した名称を用いないこと。
 - (3) 懇話会等の所掌事務については、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」及び「建議する」の表現を用いないこと。
 - (4) 懇話会等の検討結果については、「答申」及び「建議」の表現を用いず、「報告」、「提言」又は「意見」の表現を用いること。
 - (5) 懇話会等の委員が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合の歳出科目は、報償費であること。
- 2 懇話会等の委員の決定及び公募にあたっては、第5条、第6条及び第6条の2の規定を準用することとし、その決定については一般的文書により依頼するものとする。

第4章 会議開催及び情報公開

(会議の公開)

- 第9条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合
 - (2) 新潟市情報公開条例第6条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (3) 会議を開くことにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 附属機関等は、前項の規定に基づき会議の公開又は非公開を決定し、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにするものとする。
- 3 公開する会議の傍聴方法については、次の各号に定めるところによる。
- (1) あらかじめ十分な傍聴定員を定めるよう努め、当該会議の会場に傍聴席を設置するものとする。
 - (2) 当日傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴を認めるものとし、傍聴の受付開始時間において既に傍聴定員を上回る傍聴希望者がいた場合は、抽選等により決定するものとする。
 - (3) 特別な事情がある場合は、前号の規定にかかわらず、あらかじめ抽選等によ

り傍聴者を決定することができるものとする。

- (4) 傍聴者には会議次第を配付するとともに、配布資料の作成に多額の費用を要するなど特別の事情ある場合を除き、会議資料を配布するものとする。
 - (5) 傍聴に関する遵守事項等を定めた要領を策定し、会場の秩序維持に努めるものとする。
- 4 公開する会議の周知は、会議開催日の少なくとも2週間前までに、次の各号に掲げる事項を本庁舎掲示板及び適切な場所に掲示し、ホームページに掲載する。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- (1) 附属機関等の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 会議内容
 - (5) 一部非公開の理由
 - (6) 傍聴定員
 - (7) 傍聴申込方法
 - (8) 問い合わせ先
 - (9) その他必要と思われる事項

(会議の開催等)

第10条 附属機関等の会議を開催するにあたっては、当該附属機関等の設置又は開催目的、所掌事務及び委員構成をふまえ、特に広く市民の参画が必要であると認められるものは、できるだけ休日又は夜間の開催も行うよう努めるものとする。ただし、委員の公募を行わない非公開会議の附属機関等については、この限りではない。

- 2 会議資料は、会議当日に十分な審議ができるよう、事前に各委員に配布するよう努めるものとする。

(情報公開)

第11条 附属機関の新設又は新たな懇話会等を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を市政情報室に設置し、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 設置又は開催の根拠
- (3) 所掌事務
- (4) 公開又は非公開の別（全部又は一部非公開の場合はその理由）
- (5) 所管する課等の名称
- (6) その他必要と思われる事項

- 2 附属機関等の会議を開催したときは、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議概要をホームページに掲載するものとする。
- 3 附属機関等の会議を公開して開催したときは、会議終了後次に掲げる事項を市政情報室に設置し、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。た

だし、第3号に掲げる事項については、法令に特別の定めがある場合を除き、この限りではない。

- (1) 会議概要
- (2) 会議資料
- (3) 会議録

第5章 補則

(その他)

第12条 この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成23年2月1日から施行する。
(旧指針の廃止)
- 2 附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成16年4月1日施行）、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成15年5月20日施行）及び附属機関等の委員の公募に関する指針（平成16年4月1日施行）は廃止する。
(経過措置)
- 3 この指針の施行の日における既存の懇話会等については、この指針の施行の日から平成24年4月1日までの間は、第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例により懇話会等を運営することができる。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年6月1日から施行する。